

# 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

小田原市が発注する、小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務の受注候補者を、公募型プロポーザル方式による選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 件名

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

### (2) 目的・内容

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日

### (4) 上限額

21,674,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、令和5年度は12,583,000円、令和6年度は9,091,000円を上限とする。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、単体企業又は複数の事業者により構成される共同企業体とし、次のすべての要件を満たしている者とする。

### (1) 単体企業の場合

ア 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされていない者とみなす。

ウ 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

エ 地方税及び国税の滞納がないこと。

オ 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

カ 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること（営業種目が「都市計画及

び地方計画」、「調査業務委託」または「その他の業務請負等委託」のいずれかであること。)。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

キ 国又は地方公共団体が発注する同種業務又は類似業務を、平成 25 年度以降（過去 10 年間）に受注し、かつ履行した実績を 1 件以上有していること。

同種業務とは、スポーツ施設の整備等の方針に係る計画策定又は策定支援業務とする。

類似業務とは、スポーツ振興に係る方針や計画等の策定又は策定支援業務、公共施設整備（再編）計画や公共施設総合管理計画等の策定又は策定支援業務とする。

ク 本業務の管理技術者（配置従事者を統括する者）として、施設の現状分析及び課題抽出、候補地の選定や機能検討、モデルプランの作成のため、一級建築士の資格を有しているとともに、キに掲げる同種業務又は類似業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。

## (2) 共同企業体の場合

ア すべての構成員が小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている（営業種目は問わない。）とともに、(1)アからオまでの要件をすべて満たすこと。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、現に申込中であり、優先交渉権者を選定する期日までに完了する場合は例外とする。

イ 構成員のうちいずれかの企業が(1)カ及びキの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が(1)クの要件を満たすこと。

エ 共同企業体で参加申込みをする場合は、次の事項に留意すること。

- ・共同企業体の代表となる構成員を定め、その構成員が本プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出を行うこと。
- ・1 事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら単独で参加申込みをすることもできない。
- ・代表となる構成員及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
- ・構成員の数は、3 者以内とする。

#### 4 スケジュール

内 容	日 時
実施要領の公表	令和5年(2023年)4月28日(金)
質問書の提出締切	令和5年(2023年)5月18日(木)午後3時まで
質問書に対する回答	令和5年(2023年)5月26日(金)
参加申込書の提出締切	令和5年(2023年)6月2日(金)午後3時まで
参加資格の審査結果通知	令和5年(2023年)6月9日(金)
企画提案書及び参考見積書の提出締切	令和5年(2023年)6月26日(月)午後3時まで
プレゼンテーションの実施	令和5年(2023年)7月11日(火)
結果通知	令和5年(2023年)7月13日(木)
優先交渉権者及び審査結果公表	令和5年(2023年)7月18日(火)
契約の締結	令和5年(2023年)7月下旬

#### 5 参加申込書の提出に係る手続き

##### (1) 提出書類

書 類	備 考
参加申込書 【様式1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同企業体の場合は、代表となる構成員が申し込むこと。</li> <li>代表者印を押印すること。</li> </ul>
共同企業体結成届 【様式2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>単体企業の場合は不要。</li> <li>代表者印を押印すること。</li> <li>協定書の写しを添付すること。</li> </ul>
企業概要 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同企業体の場合は、すべての構成員が提出すること。</li> <li>欄内に記載しきれない場合は、別紙での提出も認める。</li> </ul>
同種・類似業務 受託実績 【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去10年間(平成25年度から令和4年度まで)において、国や地方公共団体から受託したスポーツ施設の整備等の方針に係る計画策定又は策定支援業務の実績最大6件(共同企業体の場合は、共同企業体の実績又は構成員の実績を合わせて最大6件)を記入する。</li> <li>業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。</li> </ul>
業務実施体制(配置従事者)調書 【様式5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理技術者ほか担当者について記入する。</li> <li>当該従事者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理由が生じた場合を除き、原則として業務期間中の変更を認めない。</li> <li>業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。</li> </ul>

- (2) 提出期限 令和5年(2023年)6月2日(木)午後3時まで
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出場所 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ内  
小田原市文化部スポーツ課
- (5) 提出方法  
実施要領5(1)の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。  
持参する場合は、土日、祝休日及び第4月曜日の休館日を除く各日午前9時から午後5時まで(提出期限日は午後3時まで)とする。  
郵送する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。送付先は実施要領「12 事務局」とする。
- (6) 質問の受付  
公表した資料や手続きに係る質問については、質問書【様式6】により、令和5年(2023年)5月18日(木)午後3時までに、実施要領「12 事務局」に記載の電子メールアドレスあてにメールで送信し、電話で受信の確認をすること。電子メールの件名は「プロポーザル質問書【企業名】」とすること。
- (7) 質問の回答  
すべての質問内容及び回答を、令和5年(2023年)5月26日(金)に本市ホームページで公表する。
- (8) 参加資格の審査結果通知  
令和5年(2023年)6月9日(金)までに本プロポーザルへの参加資格の審査結果を参加申込書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知する。

## 6 企画提案書等の提出に係る手続き

### (1) 提出書類

書類	備考
業務工程表 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A3サイズ横使い片面1枚に2年分の工程を記載し、A4サイズに折り込むこと。</li> </ul>
企画提案書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙は付けずに、A4サイズ片面印刷で20ページ以内とし、ページを付番すること(A3サイズの使用も認めるが、1ページでA4サイズ2ページに換算する。A4サイズに折り込むこと。)</li> <li>・文字サイズは10ポイント以上(図表等はこの限りでない。)とする。</li> <li>・小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務仕様書の「5 業務内容」に掲げる事項について、具体的な提案を行うこと。</li> <li>・仕様書に掲げる事項以外についても、本業務の目的を</li> </ul>

	達成する上で有効な提案があれば記載すること。
参考見積書 【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4サイズ、片面印刷とする。</li> <li>・ 合計額と各年度の額を記載し、その算出根拠となる積算内訳を明記する。仕様書の「5 業務内容」の(1)アから(2)イまでについては、その内訳がわかるように示すこと。</li> <li>・ 見積額は、消費税及び地方消費税も含めて記載すること。</li> <li>・ 合計額と各年度の額は、実施要領2(4)に示す上限額を超えないこと。</li> </ul>

(2) 提出期限 令和5年(2023年)6月26日(月)午後3時まで

(3) 提出部数 各10部(参考見積書は1部)

(4) 提出場所 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ内  
小田原市文化部スポーツ課

(5) 提出方法

A4サイズの簡易なファイルを使用し、実施要領6(1)の順に提出書類を綴じて、持参又は郵送により提出する。

持参する場合は、土日、祝休日及び第4月曜日の休館日を除く各日午前9時から午後5時まで(提出期限日は午後3時まで)とする。

郵送する場合は、提出期限日までに事務局に届くようにすること。送付先は実施要領「12 事務局」とする。

なお、提出書類及びファイルには、企業を特定できる会社名、ロゴマーク等を一切記載しないこと。

## 7 審査

(1) 審査委員会

審査は、小田原市スポーツ施設整備基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において実施する。

(2) 審査方法

委員会は、応募事業者から提出された書類及び参加者からのプレゼンテーションを受け、提案内容を総合的に評価する。

(3) 審査基準

別紙評価基準表のとおり。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)

ア 参加者に対し、令和5年(2023年)7月11日(火)にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。場所、時間については別途通知する。

イ 参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

ウ プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて20分以内で説明するものとし、

ヒアリング（質疑応答）は20分以内とする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ プレゼンテーションに出席できる者は4名までとする。なお、本業務を担当する管理技術者の参加は必須とする。

オ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は持参すること。

#### (5) 優先交渉権者の選定

ア 各評価点を合計し、最高得点者を優先交渉権者とし、最高得点者の次の高得点者を次点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において0点と評価されたものは、失格とする。

#### (6) 結果通知

審査結果は、令和5年（2023年）7月13日（木）に、参加申込書【様式1】に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、文書でも通知する。また、令和5年（2023年）7月18日（火）に本市ホームページで優先交渉権者名を公表する。

## 8 契約の締結

### (1) 優先交渉権者との契約手続き

優先交渉権者は、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、その協議が整ったときに契約を締結する。

### (2) 優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合の措置

優先交渉権者との協議が整わなかった場合、優先交渉権者が「9 失格」に掲げる理由により失格となった場合、優先交渉権者が辞退した場合その他特別な理由により優先交渉権者との契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者として詳細協議を実施する。この場合において、同様の理由により、優先交渉権者となった次点者との契約締結が不可能となった場合は、契約を締結しない。

### (3) その他

小田原市契約規則に基づく契約手続きの完了までは、本市と優先交渉権者（次点者を優先交渉権者とした場合を含む。）との契約関係は生じない。

## 9 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 見積額が上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 実施要領に示した内容に適合しないとき。

- (5) 本プロポーザルに参加する者又はその関係者が、委員会の委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったと認められたとき。

## 10 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届【様式7】を事務局に提出すること。郵送する場合は、合わせて電話連絡すること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出した書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (2) 企画提案書等すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された資料及びその複製は、本業務の選定作業以外に参加者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出書類の知的財産権は提出した者に帰属するが、選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (5) 業務内容については、プロポーザルの内容に関わらず本市と協議の上、変更できるものとする。
- (6) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの応募及び参加に要する費用は、応募事業者の負担とする。

## 12 事務局

担 当 小田原市 文化部 スポーツ課 管理係  
所在地 〒250-0866 神奈川県小田原市中曽根 263 小田原アリーナ内  
T E L 0465-38-1148  
F A X 0465-37-5120  
E-mail sp-kanri@city.odawara.kanagawa.jp